

## 宿泊施設に対する合同立入検査を実施します

令和6年4月13日（土）に川崎市川崎区の宿泊施設（簡易宿所）において死傷者を出す火災が発生したことを踏まえ、同様の施設に対して火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、合同立入検査を実施します。

### 1 検査実施期間について

令和6年4月19日（金）から検査終了まで

### 2 検査対象について

市内の宿泊施設（17対象）

### 3 実施機関について

川崎市消防局（消防法関係）、まちづくり局（建築基準法関係）、健康福祉局及び川崎区役所（旅館業法関係）

### 4 検査項目等について

- （1）火災予防等に関する注意喚起
- （2）消防法に関する項目
- （3）建築基準法に関する項目
- （4）旅館業法に関する項目

### 5 取材対応について

- （1）令和6年4月19日（金）から川崎消防署管内で立入検査を実施しますので、取材を希望される場合は事前に御連絡ください。
- （2）建物関係者への撮影同意等は報道各社でお願いいたします。
- （3）検査結果が必要な場合は、消防局予防部査察課に御相談ください。

問合せ先

川崎市消防局予防部査察課 浅井

電話 044-223-2702